

子ども参加について

1 児童福祉法における「子どもの意見の尊重」について

児童福祉法（以下、「法」という。）では、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、～福祉を等しく保障される権利を有する」（法1条）と子どもが権利の主体であることが明示されている。また、子どもの権利条約について、法の理念として位置付けている。

また、法の第2条では、子どもの意見が尊重されること、子どもの最善の利益が第一義的に考慮されることが規定されている。

2 「子どもにやさしいまち」からの必要性について

今の子ども達ももっと笑顔に、自分達の人生の主人公となるために、西東京市全体の取組みの根拠のひとつとなるような条例を目指すことが条例制定検討の出発点であるとすれば、子どもにやさしいまちづくりを念頭に置く必要がある。

ユニセフが提唱する子どもにやさしいまちは、子どもの権利条約を実現しようとするまちであり、以下の9つの要素が必要とされている。

★子どもの意見の尊重と子どもの参加（←以下のすべての要素にとっての基本となるもの）

- ・子どもの権利を促進する法的な枠組み
- ・子どもの権利のための包括的な政策・行動計画
- ・子どもの権利のための行政体制・調整の仕組み
- ・子どものための特別予算
- ・子どもの置かれた状況の収集・分析
- ・子ども影響評価
- ・子どものための独立した権利救済・擁護活動
- ・子どもの権利の周知

3 子どもの参加の仕組み・意識の浸透について

いわゆる「子ども条例」を制定している自治体では「子ども会議」を設置しているところが一定数ある。「子ども会議」とは、1年間等の期間を設けて、公募の子ども達が運営する会議体であり、意見を自治体に提案して、自治体はその意見を尊重して施策を展開していくというもの。

（※豊田市、鯖江市の取組みについて別途資料有り。）

一方、仕組みをつくっても形だけでは意味をなさない。すばらしい仕組みがあるというだけで条例に規定してしまうのは不十分である。

子どもに関係するおとながきちんと子どもの声を聴く社会にしていく。ということ強く発信し、市民の意識を深めていくことも大切である。そのような社会が実現することで、子どもも地域の一員であり、一人の人間として尊重されていると感じられると考えられる。